

3 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

(1) 第2期計画の評価

ア 第2期計画の目標と実績

第2期計画では、耐震化の目標をそれぞれ表3-1に示す数値以上としてきましたが、総務省統計局が公表している「令和5年住宅・土地統計調査」などから令和7年度末時点の耐震化率を推計した結果、住宅と多数の者が利用する特定建築物については、現状では目標に達しない見込みです。

一方で、本市が所有する特定建築物（以下「市所有特定建築物」という。）は、全ての耐震化が完了しており、危険ブロック塀等についても、除却支援制度による効果が大きく、早期に目標を達成しました。

表3-1 第2期計画の耐震化率の目標と実績

区分	目標 (R7年度末)	実績 (R6年度末)	見込 (R7年度末)
住宅	93%	90.4%	90.6%
特定建築物 ◆多数の者が利用する建築物	95%	93.6%	93.8%
市所有特定建築物	100%	100%	—
危険ブロック塀等	30%	32.7%	37.1%

イ 国の基本方針との関係

耐震化の現状等を踏まえ、令和7年7月に国の基本方針が改正されました。この改正では、全国の住宅耐震化の目標達成年度が令和12年から5年延長され、耐震性が不十分な住宅は令和17年までにおおむね解消するとされたほか、耐震診断義務付け対象建築物の指標が見直されました。

本市においては、住宅に関しては着実に耐震化が進んできている一方で、耐震性が不十分なものが依然として存在するため、国の基本方針で目標達成年度が延長されたことを踏まえて目標を設定し、耐震化の一層の促進に取り組んでいきます。

また、耐震診断義務付け対象建築物に関しては、要緊急安全確認大規模建築物および本市所在の要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）が既に耐震化率100%を達成しており、今後は、国の基本方針に従い、要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）についても検討を進めていく必要があると捉えています。このため、法第6条第3項第2号の規定に基づき位置付けられている道路（図1-3）のうち、耐震化を優先的に推進する必要がある路線を候補として捉え、秋田県と連携しながら検討していくこととします。

ウ 耐震化を取り巻く状況と課題

本市では、地震に対する安全性や耐震改修の必要性を市民に認識してもらうことが、耐震化の取組の第一歩であると捉え、平成23年度から、建物被害が大きいと想定される地区を対象に「地域まるまる戸別訪問（耐震診断や耐震改修を勧奨するパンフレットを配布）」を実施してきました。

また、耐震性が不明な住宅については、平成30年度に従前の制度を見直し、より多くの住宅所有者が耐震診断を実施できるよう、診断費用を補助する制度から、耐震診断士を派遣する制度（表4-4）へと変更しています。

こうした取組により、耐震診断を行う件数は一定程度ある一方で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅の耐震改修に進む割合は依然として低く、耐震化の鈍化が課題と捉えています。

表3-2 秋田市木造住宅耐震改修等事業の実績 (単位:件)

事業区分	第1期計画期間			第2期計画期間						総計
	H20～H29	H30～R2	小計	R3	R4	R5	R6	R7	小計	
耐震診断	93	26	119	8	10	8	20	10	56	175
耐震改修	8	3	11	1	0	0	0	2	3	14

*) 令和7年10月時点の実績

この背景には、耐震化に係る資力不足や住宅所有者の高齢化による耐震化意欲の減退など様々な課題があります。

これまでの取組だけでは、大幅な進捗は難しい状況であり、今後、耐震化の促進を図るためには、震災対策の選択肢を増やす必要があると捉えています。

また、民間の特定建築物の耐震化は自助努力によるところが大きく、所有者自らの責任のもと、建築物の安全性を確保するという意識を持ち、主体的に耐震化を進めてもらうことが重要です。このため、特定建築物の所有者に対して、耐震化の必要性に関する意識啓発を図る取組が必要です。

なお、ブロック塀等については、平成30年の大阪北部地震で発生したブロック塀の倒壊事故を念頭に、小学校の指定通学路に面する危険性のあるものを優先的に改善するため、危険ブロック塀等の所有者に対して、支援制度を含めた適切な指導を行う必要があります。

加えて、道路利用者の安全を確保するためには、小学校の指定通学路以外の路線についても、老朽化の進行度合いなど状況に即した取組が課題となります。

(2) 住宅の耐震化の取組と目標

ア 住宅の耐震化の現状

総務省「令和5年住宅・土地統計調査」を基にした推計によると、本市の令和7年度末時点の居住世帯のある住宅総戸数は約13.2万戸であり、そのうち約12万戸が耐震性を有していると推計（P16※1）され、耐震化率は約90.6%に達する見込みです。

生活の拠点となる住宅においては、耐震性が不十分と判断されるものが依然として約1.2万戸存在するため、引き続き、住宅の耐震化に粘り強く取り組むことが必要です。

表3-3 住宅における耐震化率の推移

年度	H18年度 (開始)	H27年度 (1期中間)	R2年度 (1期実績)	R7年度(2期見込)	
					第2期計画目標
全体	77.2%	83.9%	89.4%	90.6%	93.0%

イ 住宅の耐震化取組の方向性

表3-2で示したとおり、耐震改修補助の利用実績が少ないことを受け、令和7年2月に本市の耐震診断支援事業を活用した方々に対して「耐震改修の意向等に関するアンケート調査」を実施しました（図3-1）。

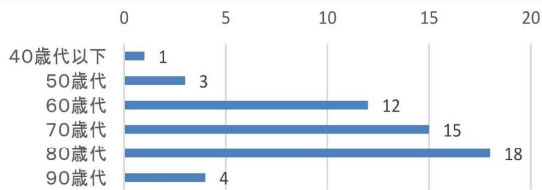
その結果（有効回答率85%）旧耐震基準の木造戸建住宅の所有者の約7割が70歳以上を占めるとともに、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も全体の約6割に上ることが明らかになりました。

また、倒壊する可能性があると判断された住宅が約9割を占める中で、耐震改修補助制度を利用せずに、全体的な耐震改修を実施した方が1名、部分的な耐震改修を実施した方は3名しかおらず、耐震改修を行わない理由についても「費用的な問題」のほか「年齢的な問題」「古い家にお金をかけたくない」と回答した方も多くいたことから、耐震化への意欲が減退していると推察されます。

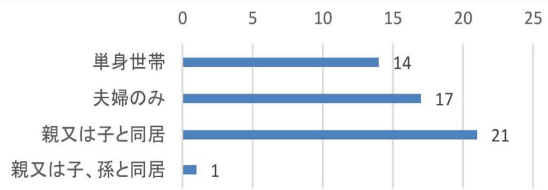
旧耐震建築物は令和7年で44年以上経過し老朽化も進んでいることから、所有者の高齢化と建築物の老朽化は不可分の関係であり、この状況に応じた取組が必要になります。

このような状況を踏まえ、本促進計画では、建物全体を「耐震化」するこれまでの取組に加え、地震による人的被害の軽減を図る「減災化」の取組を新たに展開し、耐震化を補完する震災対策として推進していきます。

1 ご本人について、教えてください。
(耐震診断支援事業の申請者の方)



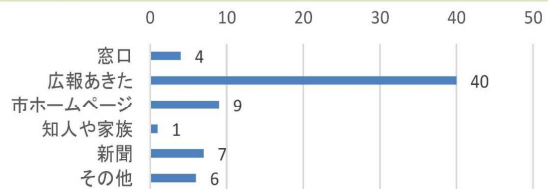
2 ご家族の世代構成について、教えてください。



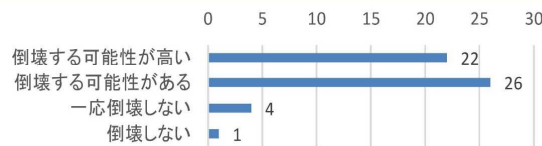
3 耐震診断を受けた理由を、教えてください。
(複数回答可)



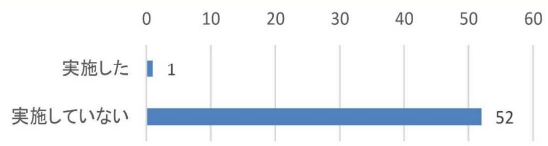
4 支援事業の情報は、どこでお聞きになりましたか？
(複数回答可)



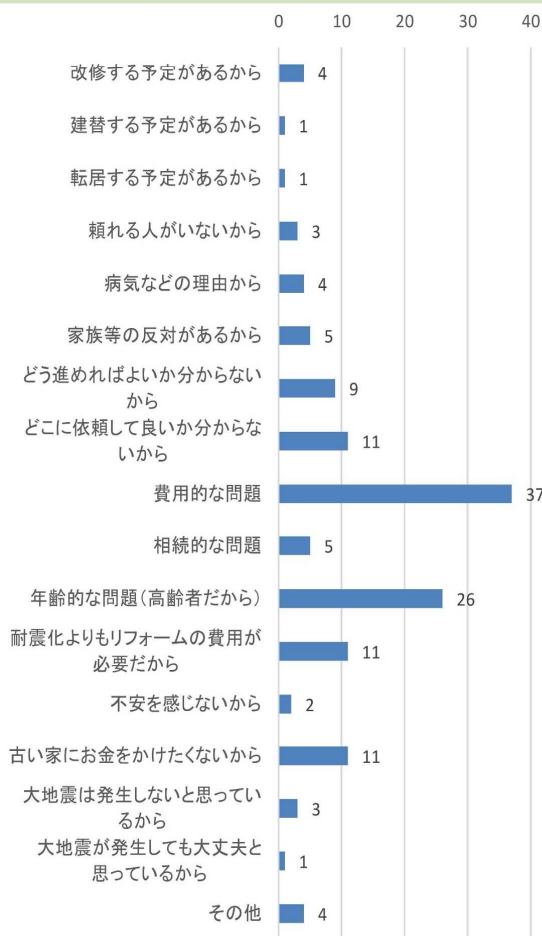
5 耐震診断結果はどうでしたか？



6 耐震診断結果を踏まえて、耐震改修工事を実施しましたか？



7 耐震改修工事を実施していない場合の理由
について、教えてください。(複数回答可)



8 診断後、耐震改修のための見積りを依頼しましたか？
また、金額はいくらでしたか？



9 耐震改修の費用について、工事費の自己負担がどの程度であれば工事を検討しますか？



10 行政にしてほしいことがありますか？(複数回答可)



11 次のような支援があった場合、利用しようと思いますか？(複数回答可)

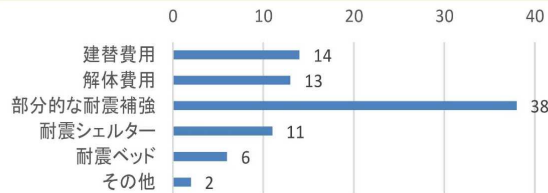


図3-1 耐震改修の意向等に関するアンケート調査結果

ウ 秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく取組 **新規**

住宅の耐震化の目標を達成するには、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、「住宅所有者に対する直接的な働きかけ」「耐震診断実施者に対する耐震改修推進の働きかけ」「改修事業者の技術力向上」「住宅所有者への周知・普及等の充実」を図ることが重要です。

そのため、新たに「秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定（5参照）し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実を図り、住宅の耐震化に係る取組を強力に推進します。

エ 住宅の耐震化の目標

国の基本方針では、令和17年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとしており、秋田県では令和12年度末までに耐震化率95%を達成することを目標としています。

本市においては、令和7年度末時点で90.6%と推計される耐震化率は、新設（新築・建替）や除却を含む自然推移により、本促進計画の期間満了となる令和12年度末において91.8%と予測されることから、前計画同様「耐震化率93%」を目標に定め、残りの1.2%にあたる約1,500戸の耐震化の促進に努めます。

また、残り7%の耐震性が不十分な住宅に対しても減災化の取組を推進し「耐震化」と「減災化」により、おおむね全ての住宅が人命を守る地震対策を実施することを目指します。

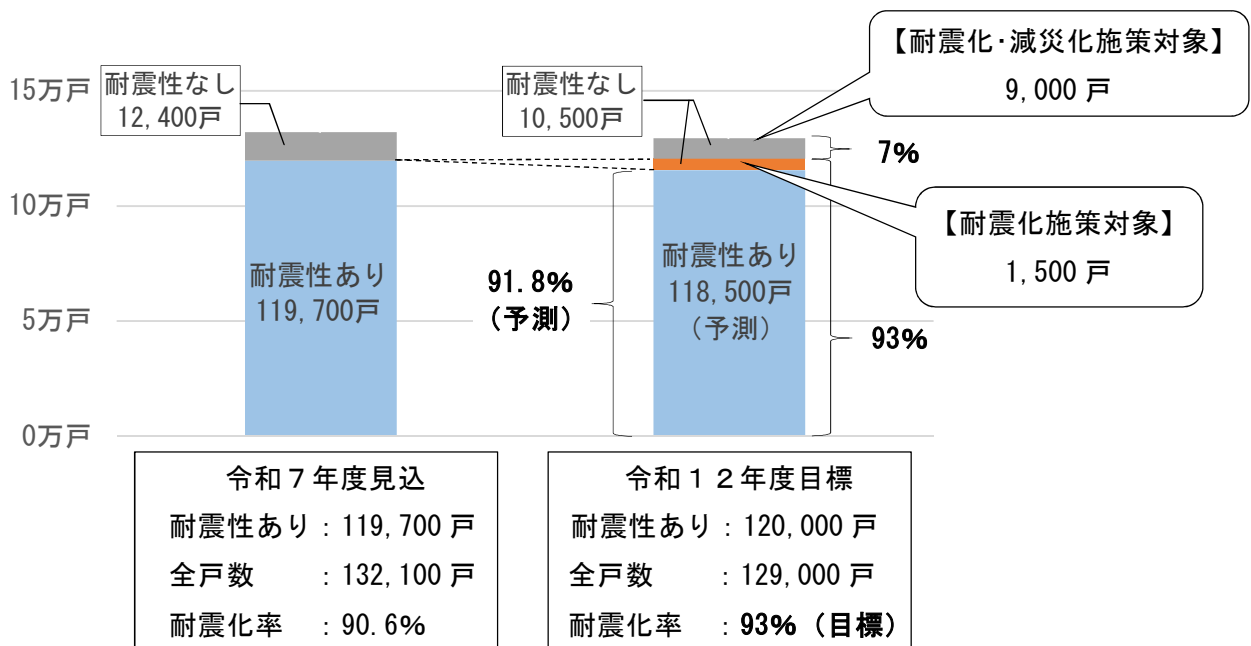


図3-2 住宅の耐震化の現状と目標

オ 簡易な耐震診断の推進

一般財団法人日本建築防災協会（以下「建築防災協会」という。）が提供する「誰でもできるわが家の耐震診断」は、住宅の所有者自身で手軽に自宅の耐震性能をチェックできる簡易な耐震診断方法です。

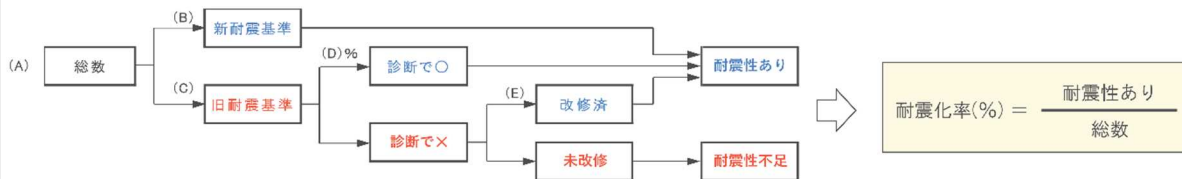
本市では、住宅の耐震性に対する意識の向上、耐震に関する知識の習得および専門家による本格的な耐震診断や耐震改修への契機になることを目的とし、簡易な耐震診断の普及・啓発に努めています。



図 3 - 3 簡易な耐震診断

※1 耐震化率の推計方法について

本市の住宅における耐震化率は、これまで「住宅・土地統計調査」の結果と本市が独自に調査した新設（新築・建替）戸数、滅失戸数等を基に算出してきましたが、平成 30 年度に国が耐震化率の推計方法を以下のとおり見直したことから、本市においても、本促進計画から国の推計方法を用いて算出することになります。



これまでの推計方法	H30耐震化率における推計方法
(A) 総数 住調から得られる、居住世帯のある住宅戸数 (B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で推分する） (C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で推分する） (D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合 H16年の都道府県アンケートから得られる、H15年度までに地方公共団体の補助制度を活用し耐震診断を実施し、耐震性ありと判定された住宅の割合 （＝ 耐震性ありと判定された戸数 / 耐震診断実施戸数） (E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数 H15年以降の住調から得られる以下の戸数の累計 ・H11年以降の耐震改修工事をした戸数 ・H16年以降の増改築・改修工事等（壁・柱・基礎等の補強工事）をした戸数 ・H21年以降の増改築・改修工事等（壁・柱・基礎等の補強工事）をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で推分する）	(A) 総数 住調から得られる、居住世帯のある住宅戸数 (B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で推分する） (C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で推分する） (D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合 H20～30年の住調から得られる、H16～30年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合 （＝ 耐震性が確保されていた住宅戸数 / 「耐震改修工事をした」住宅を除く / 耐震診断実施戸数） ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で推分する） (E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数 H20年以降の住調から得られる以下の戸数の累計 ・H20年以前の耐震改修工事をした戸数 ・H21～25年に耐震改修工事をした戸数 ・H26～30年に耐震改修工事をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 （建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で推分する）

（国土交通省ホームページより）

(3) 特定建築物の耐震化の取組と目標

ア 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

(ア) 多数の者が利用する建築物の現状

法第14条第1号に定める特定建築物（表1-2）については、現状調査と国の耐震化状況を参考とした結果、本市の民間および市が所有する特定建築物は、令和7年度末時点で、総数1,133棟のうち、1,063棟の特定建築物が耐震性を有していると推計され、耐震化率は約93.8%に達するものと見込まれます。第2期計画における目標値95%には達しませんでしたので、今後、一層の耐震化が図られるよう、引き続き、耐震診断および耐震改修の実施について助言・指導等を行うことが必要です。

表3-4 法第14条第1号特定建築物における耐震化率の推移

年度	H18年度 (開始)	H27年度 (1期中間)	R2年度 (1期実績)	R7年度(2期見込)	
				93.8%	第2期計画目標 95.0%
全体	78.1%	90.9%	93.0%	93.8%	95.0%

(イ) 多数の者が利用する建築物の耐震化取組の方向性

法において、特定建築物の所有者は、その建物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされており、特定建築物の所有者が自己の責任において、自ら建築物の安全性を確保することが原則です。

しかし、特定建築物は店舗、ホテルなどの不特定多数の者が利用する建築物であるため、建築物の利用状況や所有者の経済的な状況を勘案しながら耐震化を進めていく必要があります。

このため、本促進計画では、各種支援制度の紹介や所有者に有益となる関連情報の提供を行い、所有者が今後の建物の活用方針を定め、耐震改修や建替え等による耐震化の実施を検討するよう促していきます。

(ウ) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

国の基本方針では、多数の者が利用する建築物全般の目標は設けず、耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を令和12年度末までにおおむね解消するとしている一方、秋田県は特定建築物の耐震化が進み、令和12年度末には耐震化率が95%超となる見込みから、一律の目標設定は行わず、可能な限り早期に耐震性を確保することを目指す方針としています。

本市においては、令和7年度末時点で93.8%と推計される耐震化率は、本促進計画の期間満了となる令和12年度末において94.5%と予測されることから、前計画同様「耐震化率95%」を目標に定め、残りの0.5%にあたる約4棟の耐震化の促進に努めます。

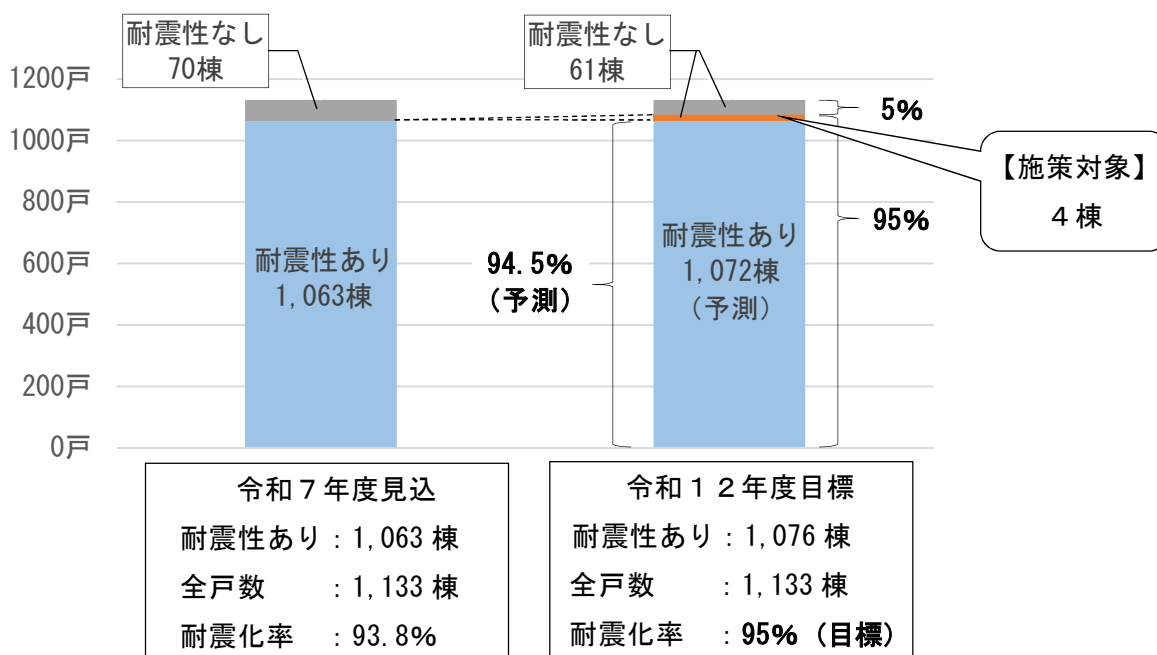


図3-5 法第14条第1号特定建築物の耐震化の現状と目標

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

法第14条第2号に定める特定建築物（表1-3）は、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵・処理する旧耐震建築物のうち、耐震性の不十分なものが対象となります。

本市においては、令和6年度末時点で耐震性の不十分な建築物は17棟あり、初回調査を行った平成21年12月時点の29棟から12棟減少していますが、近年の耐震化のペースはほぼ横ばい状況です。このため、引き続き対象建築物の把握に努め、耐震化を一層推進していきます。

表3-5 法第14条第2号特定建築物の耐震化の現状

所有区分	旧耐震棟数 a	aのうち耐震診断実施棟数			aのうち除却等が確認された建築物 e
		bのうち耐震性が確認された棟数 c	bのうち耐震改修実施棟数 d		
民間建築物	27棟	4棟	3棟	0棟	7棟
市所有建築物	6棟	6棟	1棟	4棟	1棟
計	33棟	10棟	4棟	4棟	8棟

*）初回調査（平成21年12月時点）で存した建築物に対する現状調査（令和7年10月時点）の秋田市調査結果より

*）「除却等」には危険物の貯蔵又は処理場の用途を廃止したものを含む

*）耐震性の不十分な建築物の棟数=a-c-d-e=17棟

ウ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）

法第14条第3号に定める特定建築物は、図1-3に示す市内の緊急輸送道路に面する通行障害建築物（図1-4）に該当する旧耐震建築物のうち、耐震性の不十分なものが対象となります。

本市においては、令和6年度末時点で耐震性が不十分なものは104棟あり、初回調査を行った平成22年11月時点の166棟から62棟減少していますが、耐震化のペースは鈍化しています。このため、引き続き対象建築物の把握に努め、耐震化を一層推進していきます。

表3-6 法第14条第3号特定建築物の耐震化の現状

分類	対象路線名	初回調査 (基準棟数)	現状調査 (対象棟数)
第1次緊急輸送道路	国道7号線	9棟	5棟
	国道13号線	2棟	2棟
第2次緊急輸送道路	主要地方道 秋田停車場線	15棟	11棟
	主要地方道 秋田天王線	10棟	4棟
	主要地方道 秋田岩見船岡線	29棟	18棟
	主要地方道 秋田八郎潟線	3棟	— *2
	市道 川尻八橋線	2棟	2棟
	市道 川尻広面線	5棟	3棟
	市道 川尻総社通り線	2棟	2棟
	市道 中通本線	22棟	9棟
	市道 大堰反線	6棟	4棟
	市道 秋田環状1号線	4棟	— *2
	市道 中通牛島線	6棟	— *2
	市道 土崎環状線	6棟	6棟
	市道 秋田港四ツ谷線	40棟	29棟
	市道 高清水公園線	4棟	2棟
	市道 松美ガ丘東南線	1棟	1棟
市道 山王中央線	— *1	3棟	
第3次緊急輸送道路	県道 河辺阿仁線	— *1	3棟
計		166棟	104棟

*）初回調査（平成22年11月時点）で存した建築物に対する現状調査（令和7年10月時点）の秋田市調査結果より

*1）初回調査時は緊急輸送道路（図1-3）としていなかったもの

*2）緊急輸送道路の変更等で法第14条第3号に定める特定建築物が存しなくなった路線

(4) 市所有建築物の耐震化の取組と目標

市所有建築物の多くは、災害時に避難場所や応急活動の拠点として活用されるため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも速やかに耐震化が必要です。

このため、本市では、まず「市所有特定建築物」の耐震化を計画的に進めてきた結果、令和6年度末時点で耐震化率100%を達成しました。

しかし、耐震化が未完了の「市所有建築物」はまだ存在することから、これらの施設についても、平常時の利用者の安全確保と災害時には避難や救護等の防災拠点施設になり得ることを考慮し、耐震化の方針を早期に決定するよう、各所管課に促していきます。

表3-7 市所有特定建築物（法14条第1号）の耐震化の現状

分類	総数	新耐震棟数	旧耐震棟数					耐震化率
	a			b	c	cのうち耐震診断実施棟数	dのうち耐震性が確認された棟数	
	b+c			d	e	f	g	(b+e+f+g) / a
学校等	325	144	181	154	44	110	27	100.0%
病院等	1	1	0	0	0	0	0	100.0%
公営住宅等	71	53	18	18	7	11	0	100.0%
庁舎等	53	31	22	16	5	9	8	100.0%
計	450	229	221	188	56	130	35	100.0%

*）初回調査（平成22年3月時点）で存した建築物に対する現状調査（令和7年10月時点）の秋田市調査結果より

*）「除却等」には、使用停止としたものを含む

*）市が所有する法第14条第1号に定める特定建築物が対象

(5) 危険ブロック塀等の取組と目標

ア 危険ブロック塀等の現状と目標

平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊が原因で人命に関わる被害が発生しました。これを受け、本市では平成30年に小学校の指定通学路（以下、この項において「通学路」という。）に面するブロック塀等の安全点検を実施し、倒壊の危険性があると判断された550件について、令和7年度末までに30%解消することを目標と定め、危険ブロック塀等の解消に努めてきました。

その結果、令和6年度末時点で180件（解消率32.7%）の危険ブロック塀等が解消され、早期に目標を達成できました。

しかし、倒壊の危険性があると判断されるものが依然として存在することから、本促進計画の期間満了となる令和12年度末において「**解消率50%**」を新たな目標に定め、引き続き、危険ブロック塀等の解消推進に努めます。

表3-8 小学校の指定通学路に面する危険ブロック塀等の解消の推移

実績	550件 = a のうち、 危険な状態の解消が確認された件数		危険ブロック 塀等の総数 a-b	解消率 b/a
	年度件数	累計 b		
第1期計画期間	—	49	501	8.9%
第2期計画期間	R3	57	106	19.3%
	R4	52	158	28.7%
	R5	8	166	30.2%
	R6	14	180	32.7%
	R7	21	201	36.5%

*) a は初回調査（平成30年時点）で存した危険ブロック塀等の総数

*) 令和7年10月時点の実績

イ 通学路に面する危険ブロック塀等の安全対策の推進

本市では、通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事について、その費用の一部を補助（表4-5）するとともに、特に損傷等が著しい危険ブロック塀等の所有者に対して、戸別訪問による直接的な改善指導を行っています。今後も、通学路沿いの危険ブロック塀等の解消が促進されるよう、教育委員会と連携を図りながら安全対策の推進に努めます。

表3-9 秋田市危険ブロック塀等除却支援事業の実績（単位：件）

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
件数	17	33	33	14	12	15	10	134

*) 令和7年10月時点の実績

ウ ブロック塀等の倒壊防止対策の啓発

ブロック塀等の倒壊は、人的被害の危険性はもとより、道路閉塞による避難や救援の妨げにもなることから、日頃から所有者自らが維持管理を徹底し、損傷等を発見した場合は、速やかに安全策を講じることが重要です。

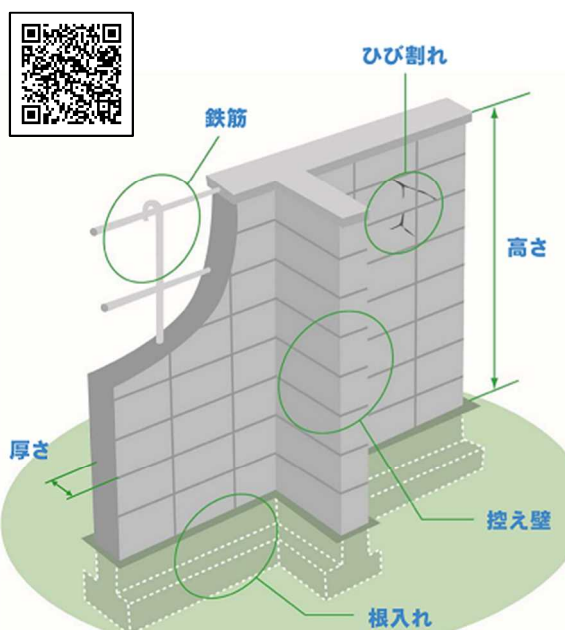
本市では、地震などの自然災害や老朽化に伴う倒壊による被害を防止し、道路利用者の安全確保や災害に強いまちづくりを目指すため、ブロック塀等の所有者に対して、適切な維持管理や安全対策の普及・啓発に努めるとともに、危険性のあるブロック塀等を発見した際は、老朽化の進行度合いに応じた助言や改善指導を行います。

また、補助の施策対象とする路線の拡充等についての検討をすることが必要と捉えています。

エ ブロック塀等の安全点検の推進

ブロック塀等の所有者自身が簡単に安全点検を行えるよう、国がチェックポイントをまとめた資料（図3-6）を公開しており、本市はこの資料を活用し、ブロック塀等の所有者に対して、定期的な安全点検や適切な維持管理の普及・啓発に努めています。

ブロック塀等の点検のチェックポイント



※パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1 をもとに
国土交通省において一部変更

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

図3-6 ブロック塀等の点検のチェックポイント

(6) 耐震診断義務付け対象建築物の現状

本市の耐震診断義務付け対象建築物である「要緊急安全確認大規模建築物」および「要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）」については、平成29年10月時点で、既に、耐震化率100%を達成しています。

なお、本市の公表の状況を、表3-10と表3-11に示します。

表3-10 要緊急安全確認大規模建築物の公表の状況

分類	総数 a	aのうち			aのうち 公表済の 件数 e	耐震化率 c+d/a	公表率 e/a
		耐震診断 実施件数 b	bのうち 耐震性が確認 された件数 c	bのうち 除却され た件数 d			
学校	3	3	3	0	3	100%	100%
体育館	1	1	1	0	1	100%	100%
病院	3	3	3	0	3	100%	100%
集会場	3	3	2	1	3	100%	100%
物販店	3	3	3	0	3	100%	100%
ホテル	3	3	3	0	3	100%	100%
博物館	1	1	1	0	1	100%	100%
銀行	2	2	2	0	2	100%	100%
駐車場	2	2	2	0	2	100%	100%
官庁	5	5	4	1	5	100%	100%
裁判所	1	1	0	1	1	100%	100%
計	27	27	24	3	27	100%	100%

*) 令和7年10月時点の公表の状況

*) 「耐震性が確認された件数」には耐震改修を実施したものを含み、除却したものを除く

表3-11 要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）の公表の状況

分類	総数 a	aのうち			aのうち 公表済の 件数 e	耐震化率 c+d/a	公表率 e/a
		耐震診断 実施件数 b	bのうち 耐震性が確認 された件数 c	bのうち 除却され た件数 d			
体育館	2	2	2	0	2	100%	100%
ホテル	1	1	1	0	1	100%	100%
計	3	3	3	0	3	100%	100%

*) 令和7年10月時点の公表の状況

*) 「耐震性が確認された件数」には耐震改修を実施したものを含み、除却したものを除く